

推薦上の留意事項

平成25年 4月 1日一部改定
平成27年12月15日一部改定
平成29年 3月10日一部改定
令和 2年 7月29日一部改正
令和 4年 3月11日一部改訂
令和 6年 5月24日一部改定

推薦は、当該年度4月1日現在における下記に掲げる要件に留意して行うものとする。

【生涯スポーツ優良団体】

1. 共通留意事項

- (1) 会員は自発的加入によるものであって、会員数は少なくとも10人以上であること。
- (2) 設立後少なくとも5年以上を経過していること。
- (3) 所在地郡市体育・スポーツ協会の表彰歴があること。
ただし、表彰制度がない郡市体育・スポーツ協会の場合は、所属町体協等の表彰歴があればよい。
- (4) 推薦にあたっては、3団体以内を推薦することができる。

2. 各項目の留意事項

(1) スポーツクラブ

スポーツの愛好者が自主的に集い、集団として組織的・継続的にスポーツ活動を行っている単一の団体「活動体」であり、クラブの活動がその地域又は職域のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。

また、本会もしくは加盟各郡市体育・スポーツ協会の加盟団体の傘下にあること。

(2) スポーツクラブ以外の団体（スポーツ少年団を含む）

複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者等を組織化した統括的上部団体「組織体」であり、組織的にスポーツ活動を行っているとともに、当該団体内においてスポーツ活動があまねく普及していること。

ただし、本会加盟団体及び本会加盟団体傘下（郡市体・スポ協における町体育協会、郡市町競技団体）にある団体は対象外とする。

(3) その他、特に本会が認めるもの

【スポーツ功労者】

1. 共通留意事項

- (1) 年齢が50歳以上の者であること。
- (2) 10年以上スポーツの普及振興のために企画指導に当たっている者であること。

2. 各項目の留意事項

(1) 県を単位とする種目別競技団体（県競技団体）

県競技団体の普及・振興に尽力し、現在も県競技団体の役職の地位にある者で、特に功績があった者について、原則として1名とする。ただし、名誉会長・名誉顧問等の名目的役職の地位にある者は認めないが、元会長職にあつては、退任後3年以内は推薦することができる。

なお、教員の学校教育活動の一環として部活動に当たった指導歴は、推薦書に記載しない。

(2) 県を単位とする学校体育団体（県高体連、県中体連、県高野連）

県高体連、県中体連、県高野連のいずれかの普及・振興に尽力し、特に功績があった者について、原則として1名とする。ただし、教員を退職した者または退職をする年に当たる者で、推薦団体の表彰歴があること。

(3) 郡市を単位とする総合的スポーツ団体（郡市体育・スポーツ協会）

郡市体育・スポーツ協会及び地域スポーツの普及・振興に尽力し、現在も役職の地位にあり、推薦団体の表彰歴がある者で、特に功績があった者について、原則として3名以内とする。ただし、名誉会長・名誉顧問等の名目的役職の地位にある者は認めないが、元会長職にあつては、退任後3年以内は推薦することができる。

なお、業務の一環として関係団体に携わっている者は含めない。

(4) 県スポーツ少年団

スポーツ少年団の普及・振興に尽力した者について、原則として3名以内とする。

(5) その他、特に本会が認めるもの。

【優秀指導者】

(1) 優秀な成績を収めた指導者

- 1) 当該年度において、権威ある全国大会（スポーツ協会・競技団体・学校体育関係団体等の主催）で、優勝又は準優勝の成績を収めた個人・団体の指導者を対象とし、下記のア～ウを全て満たす者とする。なお、年齢・表彰歴については問わない。（招待による大会や自由参加の大会は、推薦対象外とする。）

ア 推薦する指導者は、日常的に該当選手の競技力向上を目的に技術的指導をした者とする。

イ 指導者については、監督・コーチ等を問わず、上記に該当する者とする。

ウ 原則として、被表彰者は該当する各個人・チームの指導者より1名とする。

- 2) 1月以降の成績については、次年度の対象とする。

(2) その他、特に本会が認めるもの。

【その他】

生涯スポーツ優良団体、スポーツ功労者及び優秀指導者については、競技団体及び郡市体育・スポーツ協会と十分調整のうえ推薦すること。